

広報



よしだ

平成18年
2006



No.558



静岡路を力走

12月3日、静岡県市町村対抗駅伝大会が行われました

※関連記事12ページに掲載

**役場がぐ～んと便利に！
日曜開庁を実施しています**

◆ 主な内容 ◆

- 新春あいさつ……………②～③
- 町長からのメッセージ……………④～⑤
- 吉田町行政改革大綱策定……………⑥～⑦
- 行政報告……………⑧～⑪
- まちのわだいほか……………⑫～⑭
- 東海地震に備えるほか……………⑮～⑰
- 地球にやさしい吉田町ほか……………⑱～⑲
- 保健だより、介護保険……………⑳～㉑
- としょかんだより、入札結果ほか……………㉒～㉓
- 男女共同参画社会講演会ほか……………㉔



吉田町議会議長
増田 宏 胤



吉田町長
田村 典 彦

迎 2006 春

新春所感

誰もが「良き年であれ」と願いを込め、「よし、やるぞ」と心に期す、この地に生まれ、額に汗して働き、家族を養い、老いて亡くなった幾世代も先人の恩にこうべを垂れ、この地に生まれくるであろう幾世代も後人に想いを託す、この地に暮らす人々が心に描く新春の風景です。

一日の始まりは朝の起床、一週間の始まりは日曜日、一月の始まりは一日、そして一年の始まりは元旦。元旦は、時の節の極めつき。何か事を始めるときに、人は心に期するものを持つ。懸命に、そして謙虚に、事に向かい、多くを学び、己を大きくする。

町長を拝命して、2年8カ月の時がたちました。この国のあり様が大きく変わろうとするこの時期に、町長をさせていただきましたことに感謝申し上げますとともに、この町の今日、明日が少しでも町民の皆さまの想いになうように、「日に新た、日々に新た」の気持ちで事に当たっています。倉敷レーヨンの社長を務めた大原聡一郎さんが「父の言葉」として、次のように書いています。

『私の家には家訓というものが無い。古い者の言

新春を迎えて

平成18年の年頭に当たり、皆さまのご健勝とご発展を心からお慶び申し上げますとともに、町議会を代表して謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

町民の皆さま、明けましておめでとうございます。昨年中は皆さまのご協力をいただき、おかげをもちまして、大過なく越年することができ、ありがとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

ここに、町民の皆さまとともに今日の吉田町に誇りを持ち、希望にあふれた平成18年の輝かしい新春を迎えて、町政の伸展をお祝いできますことは、私の心から喜びとするところであります。

しかしながら、激動する平成の変革期にあつて、地方分権改革が進展し、平成の大合併によって地方の再編が求められ、今後においても、引き続き新合併特例法によりさらに進行してまいります。また、「三位一体改革」によって、「行政改革」・「財政改革」が最重要課題であり、自主・自立の町づくりが求められており、町政運営の確立が急務となっております。

い付けを後生大事に守っているような人間はしょうがない。子孫というものは祖先を訂正するためにあるのだ。経験というものは、前のことをもう一度くり返すことではない。まだやったことのない新しい仕事を、失敗なしにやり遂げるのが真の経験だ。だから、新しい仕事を始めるときは、10人のうち2、3人が賛成するときに決断することだ。10人のうち5人以上が賛成するときは、着手しても手遅れだ』

難しい時代だをつくづく思います。難しい時代だからこそ、『これまででは、こうだった』という経験が必ずしも当てはまりません。

しかしながら、物事を決めるのは、「このことが町民の皆さまにとって良いことか」という物差しだけです。

皆さまが『吉田町に住んで良かった』というお気持ちを持っていただけるよう、公務にいそしみ、皆さまの健康と安心できる暮らしを願い、新春のあいさつとさせていただきます。

このようなことから、町には重要な案件が文字どおり山積みしておりまして、皆さまのご協力なくしては、一つとして解決することは不可能であります。今年も、ぜひ、町政の発展のためにご協力をお願い申し上げます。

何と申ししても、町を含む地方自治体は、町民の一人ひとりが町政に関心を寄せられ、愛郷心をお持ちいただき取り組みがされなければ、なかなか住み良い豊かな町になり難いものであると思えます。

このため、少しでも、より良い、住み良い方向に力をつけるよう、議会も町民の生活向上のために全力を尽くし、議会活動の中で見聞してきた良いことは町政に反映させ、最も希望に満ちた意義ある年としたいと願っています。

何とぞ、町民の皆さまにおかれましては、町議会に対しまして従来に変わらないご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年の初めに当たり、皆さまのご健康とご多幸をお祈り致しますとともに、一言お礼と所感の一端を申し述べまして、私のあいさつといたします。



町長からのメッセージ

③⑧この町のかたち-10

40代や50代の高齢者予備軍と高齢者の方々(以下「中高年」という。)の健康づくりについて、筑波大学名誉教授の芳賀修光さんは、「中高年の健康づくりで大切なのは、生活体力を付けること。そのため、『楽しかった、また、やりたい』と思う程度に余裕を残しておく。体を痛めつけるほど運動するのは逆効果になりかねません。」と話しています。

それでは、『楽しかった、また、やりたい』と思う程度に余裕を残して生活体力を付ける健康づくりは、どのように進めればよいのでしょうか、少し考えてみましょう。

冬の寒い日でも、夏の暑い日でも、グラウンドゴルフの大会には、多くの人々が集まります。どうして集まるのか。答えは簡単です。多くの人々が集まる中で、自分がどの程度上手なのか試したいからです。誰でも心の中で、上位の成績を、「ひよっとすれば優勝を」と思っているはずです。

それでよいのです。人の心には、目立ちたいという気持ちがあるといわれています。多くの人々の中で、多くの人々と一緒になって、ワイワイ、ガヤガヤと話をしながら、できればほんのちょっとだけ目立って、楽しい時間を過ごしたいのです。一人でやるよりも、皆と一緒にやるほうが、ストレスも発散して心の健康にもつながるのではないのでしょうか。

高齢者の皆様が集まるような「場」を私たちの周りに探してみましょう。

まず、「さわやかクラブ」があります。それから、「グラウンドゴルフ愛好会」があります。ちなみに、町内のグラウンドゴルフ人口は、2,000人を超すといわれていますが、この数字

は、数えきれないほど「グラウンドゴルフ愛好会」があることを物語っています。

さらに、大正琴・銭太鼓や花・盆栽などの「趣味の会」があります。このような町内にあるさまざまな愛好会を健康づくりの場に活用しない手はありません。

しかしながら、7月や8月発行の広報よしだで紹介させていただいたウォーキングや大腰筋の筋力トレーニングは、「高齢者の健康づくりに役立ちますよ。」と言ったとしても、『ハイ、そうですか』とオウム返しに言う方はほとんどいないでしょう。

それでは、どうすれば、高齢者の皆様が最初の一步を踏み出してくれるのでしょうか。有名な山本五十六元帥は、『やってみせ、言ってみせ、させてみて、ほめてやらねば、ひとは動かじ』と名言を残しています。

高齢者の皆さまに健康づくりに励んでもらうためには、まず、行政の側が、健康づくりが楽しいと思っていただくように、工夫することが何にもまして大事なことでないでしょうか。

健康の増進・発病の予防という健康づくり課の役割を目に見えるものにするため、平成16年3月に作りました吉田町の保健計画『健やかプラン吉田21』の実現を役場全体で取り組む必要があることから、8月にすべての課が参画するプロジェクト・チーム『健康づくり吉田21』を立ち上げ、その具体的施策を体系化するように、健康づくり課が中心になって作業を進めていることを、9月発行の広報よしだで町民の皆さまにお知らせしました。覚えていてくださいましたか。

この『健康づくり吉田21』の行動計画は、

粗削りのものではありませんが、12月にでき上がりました。何はともあれ、昨年4月に発足した、ほやほやの健康づくり課の意気込みを町民の皆さまに感じとっていただくためには、健康づくりのメニューを作り、そのいくつかに予算を付け、具体的にお見せする必要があるものと考えました。

そのメニューには、町で創ったオリジナル・ダンス「パンサー」のダンス教室や筋肉トレーニング教室などを開いて、ダンスやトレーニングの先生を養成することも考えています。そして、これらの教室の卒業生を、先ほどお話ししました町内の「さわやかクラブ」や、いろいろな「愛好会」の場に送り出し、まず、『やってみせ、言ってみせ、させてみる』ことから始めてみようと考えています。その後、上達すれば、『ほめてやり』、その繰り返しの中で、町民の皆さまが健康づくりに『動いて』いただけるのではないかと心の中で願っています。

最初の第一歩を前に進めていただく、このことほど難しいものはないのではないのでしょうか。町民の皆さまの誰一人として、健康を願わない人はいないでしょう。でも、健康づくりが楽しくなければ、ほとんどの人は健康づくりに熱中しないでしょう。

楽しいという思いや面白いという思いが、人の動きを誘い、さらに楽しみたい、面白くしたいという欲をかき立て、前に、前にとアクセルを踏み込ませてくれるのではないのでしょうか。健康づくりを楽しみたいものにした、それが私の願いです。

地方分権や三位一体という言葉に接する機会が多くなりました。地方分権が進むと、こ

れまでは国や県の持っている行政の権限が吉田町のような市町村に渡され、これからはそれぞれの市町村が自分の町づくりを自分で考えなければならなくなります。

そして、小泉首相の三位一体の改革とは、これまでのように、国が補助金などを市町村に渡して町づくりを行うことをやめて、市町村にそれなりのお金を渡すから、後は自分たちで工夫して町づくりをやってくれ、ということなのです。

言いかえれば、国はそれぞれの市町村の町づくりに金も出さないが、口も出さないよ。これからは自分の頭で知恵を絞り、自分の財布の中身と相談し、町づくりを行ってください、ということです。

従って、地方分権の意味するところは、『町づくり、すなわち、地域やくらし』を自分たちで考えて行うことであり、そのためには『地方公共団体、すなわち、吉田町』が変わることが求められていると読まなければならないのです。

このことは、吉田町の役場の力量と吉田町の住民の皆さまのしっかりした参加意識がなければ、うまくいかないでしょう。

これまで役場は、町民の皆さまにサービスを提供してきましたが、その提供の仕方に、少しばかり、一方的な感じを与えていた節が見受けられます。

健康づくりに町民の皆さまが参加していただくためには、楽しいという思いを持っていただくことが大切です。私が申し上げたいことは、健康づくりを町民の皆さまに町政への参加意識を持っていただくためのきっかけとしていただきたいということです。

吉田町行政改革大綱策定!

町では、平成16年度に吉田町行政構造改革推進本部(本部長・町長)を設置し、ゼロベース検証による事務事業の見直しに取り組んできました。そうした中、平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間とした「吉田町行政改革大綱(第3次)」を11月に策定しました。この大綱は、10人の町民からなる「吉田町行政改革懇話会」から、意見などをいただきながら、吉田町行政構造改革推進本部会議において決定したものです。なお、すでに平成17年度においても、この大綱の趣旨を踏まえた取り組みが始まっています。

吉田町行政改革大綱
(第3次)



平成17年11月
吉田町

第1 行政改革(第3次)の基本方針

地方分権一括法の施行により、地方自治体は、条例制定権の範囲や課税自主権等行使する余地が広がるなど、「自己決定」「自己責任」の範囲が大幅に拡大しました。

この機会を生かし、本町の自主性を高め、独創的な発想を展開することにより、政策・施策の質を高めていかなければなりません。

国は、従来からの「中央集権型行政システム」から「地方分権型行政システム」確立への大転換を図り、自治体による行政サービスは、市民の多様なニーズに即応する迅速かつ総合的なものであるとともに、市民の自主的な選択に基づいたものでなければなりません。

それには、本町自身がその意欲と

能力を向上させるとともに、自己改革に努める必要があります。すなわち、行政のあり方を根本的に見直し、行政構造改革を実現するためには、本町が実施するすべての事業について、それぞれの費用対効果と行政効果を明らかにするとともに、積極的な情報提供を行うことにより、本来の「町民機能」の意識が高まり、目標とする信頼と安定に培われた町民と行政をつなぐ循環型システムの構築を目指すものであります。

また、地方分権の推進、情報化の急激な進展など、時代の変化に対応し、町民サービスの向上を図るとともに、簡素で効率的な町政運営に向け、引き続き改革努力を継続するものであります。

このため、次に掲げる項目を重点項目として、行政改革を推進するものです。

- 1 事務事業の見直し
- 2 組織・機構の見直し
- 3 定員管理・給与の適正化等
- 4 人材育成の推進
- 5 高度情報化の推進
- 6 財政の健全化
- 7 町民参画のまちづくり

第2 行政改革の推進項目

1 事務事業の見直し

限られた財源の中で、社会経済情勢の変化や多様化する町民ニーズ、新たな行政課題に的確に対応していくため、緊急性、優先性、効率性等を勘案し、事務事業を見直します。

①事務事業の合理化及び行政評価システムの構築

地方分権の進展に伴い、地方自治体が実施する諸施策の成果に対する自己チェック機能が重視されていることから、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮し、事務事業の整理合理化を進めます。

また、PDCAサイクルをもとに不断に正当性の検証を行うとともに、町民に対する行政の説明責任を果たすため、町独自の「行政評価システム」を構築し、事業の必要性や課題、費用対効果などを検証し、的確な運用をします。

②民間委託等の推進

行政運営の効率化、町民サービス

弾力的に対応します。

②補助事業(補助金)の見直し

補助金については、社会経済情勢の変化等に応じて、存続する意義の薄れたもの、補助効果が乏しいものなどの廃止、縮減を図ります。また、補助金の新設に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本とし、目的を精査するとともに、終期を設定します。

7 町民参画のまちづくり

①町民参画のしやすい体制づくり
簡素で効率的な行政を実現させる観点から、地域の課題や町民ニーズに対応するとともに、町民が参画する団体などが公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、連携、協力を図ります。また、男女共同参画基本計画に基づいた、町政に参加しやすい仕組みを検討、推進します。

②町民の声の反映
町民参加を一層推進し、町民との協働関係を構築するためには、町民と行政との対話、情報の交換等、両者の間の双方向性の確保が重要です。そのためには、公正の確保と透明性の向上を図り、行政手続法及び行政手続条例を適切に運用するとともに、町民の声を施策に反映するパブ

リックコメント手続制度等の導入を検討します。

③情報公開の推進

情報公開条例、個人情報保護条例に基づく制度の適切な運用に努めます。

第3 行政改革の推進

「吉田町行政改革大綱(第3次)」は、本町における行政改革の基本的な考え方や方向性であり、また、町の行政改革に取り組む姿勢を町民に示すものでもあります。

本大綱を受けて「吉田町行政改革実施計画」を策定し、全庁一丸となつて行政改革を計画的に進めるとともに、行政改革の状況については、第三者機関に報告し、助言を得ることとはもとより、町民に公表していきます。

行政改革を推進するためには、町民・議会・行政が協調して取り組む必要があります。

今後、本町では、本大綱に盛り込まれた諸課題のみにとどまらず、時代の動向等を踏まえた行政運営全般について、絶えず新たな視点に立つて見直しを進めます。

(以上、大綱を原文のまま掲載)

問合せ先

企画課 行政構造推進室
☎33-2136

2 組織・機構の見直し

権限移譲の進展や社会経済情勢の変化及び新たな行政ニーズの発生に即応した施策を総合的・効果的に展開できるように、組織・機構を見直します。

見直しに当たっては、業務効率・財政効果、町民サービスの維持向上等の観点から総合的に検討します。

3 定員管理・給与の適正化等

義務的経費である職員給与等の人員費が財政硬直化の一要因となることから、効率的な行政運営を目指し、定員及び給与を見直します。

①定員管理の適正化

定員の見直しに当たっては、「定員適正化計画」を策定し、常に定員の適正化を図りながら、新たな行政課題やニーズの発生等による増加要因にも的確に対応していきます。

さらに、事務の委託など民間機能の活用やパートタイム的雇用の活用を進めることなどにより、法令等により配置基準が定められている場合を除き、数値目標を掲げて定員を削減します。

②給与の適正化等

財政事情の悪化、行政及び公務員をめぐる環境の厳しき、公務員制度改革の動向等を踏まえ、給与の適正

化、給与制度の運用、諸手当の在り方等の見直しを進めます。

給与水準や諸手当については、社会経済情勢を踏まえ、国、県、他の市町村等との均衡に配慮しながら、引き続き適正化に努めます。

また、福利厚生事業については、町民の理解が得られるものとなるよう再点検し、適正な事業を実施します。

③定員・給与等の状況の公表

定員・給与等の状況は、町民が理解しやすい工夫を講じ、公表します。

4 人材育成の推進

地方分権時代の自治体運営を担うに足る人材育成に努めます。

人材の育成に当たっては、長期的・総合的な視点に立ち、職員的能力を最大限に発揮できるよう、引き続き計画的に職員の異動を行う「ジョブ・ローテーション・システム」の確立、勤務評定制度の充実と活用を推進します。

また、時代の要請に合致した「研修に関する基本的な方針」を定め、地方分権の進展に伴い必要とされる政策形成能力や自主判断能力の向上に重点を置く職員研修を実施します。

5 高度情報化の推進

国の電子自治体構想や高度情報化社会に対応するため、情報セキュリティの確立を図りながら、行政の情

町長の行政報告

平成17年第4回町議会定例会が12月3日から13日までの11日間の会期で開かれました。開会の冒頭、田村町長が行政報告を行いましたので、その内容を紹介いたします。

行政改革大綱

「小さくて効率的な政府」の実現を目指すのが国では、平成18年度の予算編成の前に、既存制度の見直しが多角的に進められております。

こうした中で、財政制度等審議会から国の予算編成の指針となる建議が11月21日に提出されましたが、この建議には、平成18年度予算編成の最重要課題に医療制度改革を掲げるとともに、地方財政計画の見直しの中で進める地方交付税制度の見直し、三位一体改革の実現、国家公務員の人員純減、地方公務員の人員純減と給与水準等の適正化などの項目が盛り込まれ、特に、社会保障と地方財政、公務員人

件費の3分野に重点を置いた内容となっております。

政府は、この建議を受け、11月26日に、平成18年度の予算編成方針原案を発表しましたが、報じられた内容では、平成18年度予算を「改革の総仕上げ予算」と位置付け、一般歳出を減額するほか、地方公務員の人件費削減などを通して、地方財政の財源不足を積極的に解消する方針などが盛り込まれる様子となっております。

こうした改革に向けた一連の流れの中で、国では、地方公共団体に対して、本年3月29日に総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づく行政改革への取り組みについて厳格な対応を行うように求めており、

その取組状況については、テーマごとに公表し、その進捗管理を衆人環視のもとで行うこととしております。

当町では、国の動きに先んじて、地方分権の受け皿となるための行政改革の推進に踏み切り、行政構造改革推進方針や実施計画を取りまとめるとともに、独自の視点を持って行政改革大綱策定にも着手したところ、国から、平成21年度末を目標年次とする行政改革大綱の策定を求められたため、国の指針との整合を図りながら町独自の大綱を定めるよう事務を進めてまいりました。

当町の行政改革大綱策定は、改革を実践しながら行ってきたものですので、管理職手当の抑制、優遇退職制度の是正、

定員管理計画の策定、指定管理者制度導入に向けての基本方針の策定、特殊勤務手当の適正化などについては、すでに一定の成果を上げており、その一環として、今定例会には、吉田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正と吉田町の公の施設に係る指定管理者の指定手続などに関する条例の制定議案を上げさせていただきます。

対象年次を平成18年度から平成22年度までの5年間とする当町の第3次行政改革大綱の策定に当たっては、町民の代表で構成する「行政改革懇話会」を設置し、5月から11月にかけて6回の会議を重ねる中で、きたんのないご意見やご提案をちょうだいし、その内容を踏まえながら内部組織である「行財政構造

改革推進本部」において協議を重ね、全体を取りまとめてまいりました。同時に、大綱の内容を具体的に実践するための吉田町行政改革実施計画も策定いたしました。この計画には、できる限り明確な数値目標などを盛り込むように努めました。

この計画の一端を申し上げますと、事務事業の見直しに関しましては、PDCAサイクルを取り入れた行政評価システムの構築や指定管理者制度の活用などを掲げており、指定管理者制度につきましましては、平成18年4月から11カ所の施設において導入を予定しております。

次に、定員管理・給与の適正化などにつきましては、定員管理の適正化を図るための定員管理計画を策定し、平成16年度における職員数と比較して、5年後に当たる平成21年度末には4・6%以上の数の職員削減を打ち出しております。

さらに、この実施計画の内容を反映しながら同時進行的に定めました吉田町定員管理計画では、実施計画の目標を上回る4・91%の純減率を掲げました。給与の適正化では、年功的な昇給運用から勤務実績を重視した昇給運用への転換などを盛り込んでおります。

吉田町教育特区

また、町民参画のまちづくりでは、男女共同参画基本計画に沿って町政に参加しやすい仕組みづくりを行い、町民の声を施策に反映するパブリックコメント手続き制度などの導入を目指しております。

このように、行政改革大綱とその実施計画が策定され、今後取り組むべき方針が明確化されたことにより、当町でただ今取り組んでおります行財政構造改革が、より一層計画的かつ効果的に進むものと考えております。町民の皆さま方には、広報などを通して、大綱や計画の内容はもとより、取り組みの経過につきましても適宜ご報告申し上げる予定でおります。

また、吉田町行財政構造改革推進方針には、地域再生プランや構造改革特区に対しましても積極的に取り組むとの方針を明示しておりますが、地域再生プランにつきましましては、すでに2事業について認定を受け、事業を実施しております。そして、構造改革特区につきましても、この度、「吉田町教育特区」の申請を内閣府に行ったところです。

申請の概略を申し上げますと、現行法では、学校を設置できる主体は、国、地方公共団体、学校法人に限定されており、設置する場合は、土地および施設を自己所有にしなければならぬこととなっております。これが、吉田町教育特区に認定されて、当町が構造改革特別区域になりますと2つの規制が緩和され、「学校設置会社による学校設置」と「敷地・校舎の自己所有を要しない学校設置」が可能になります。つまり、株式会社が借地して吉田町内に学校を設置することができるようになり、その学校の設置に関する認可を町が行うこととなります。

この申請は、実際に創業意欲を持つ事業者の提案を受けて行ったもので、計画している学校は、広域通信制という形態をとる高等学校です。主たる授業はインターネットなどを活用して行う自宅学習となり、スクーリングは年に数日間となります。

この学校には、向学心を抱きながらも、多様な社会環境の中で、スクーリング主体の学校に通えない生徒や全日制になじめない生徒などが入学するものと



12月6日に首相官邸で行われた「吉田町教育特区」の認定式

思われます。町では、将来を担うべき学習意欲のある子どもたちを支援できるとともに、特色ある高校にさまざまな人材が集うことよって、当町の刺激となり、そのエネルギーが町の活性化につながるほか、経済的な波及効果も期待できると考え、この特区申請に踏み切ったものであります。

この申請は、内閣府の審査を受け、去る11月22日に認定する旨の内示を受け、今日6日には、首相官邸において認定式が開催

第4次吉田町総合計画

第4次吉田町総合計画の策定作業の進捗状況をご報告申し上げます。

平成27年度を目標年次とする第4次吉田町総合計画の策定に向けて、これまでそろえた各種資料をもとに、基本構想と基本計画の原案をつくり、内部組織である「地域づくり推進委員会」で検討を重ね、おおむね方向性がまとまりましたので、「吉田町開発審議会」に諮問させていただいたところであり、基本構想につきましましては、議会の議決事項となるものでありますので、計画がまとまりましたところで、その内容をご説明させていただきます。

ホームページ

ホームページのリニューアルについてご報告申し上げます。本年9月議会定例会でお認めいただきましたホームページのリニューアルにつきましては、

内部組織である「O A化推進委員会」で詳細の検討を行っておりますが、利用者の視点に重きを置いて、暮らしに役立つ情報、観光情報、防災情報やイベント情報なども盛り込みながら、ユニバーサルデザインに配慮した内容とすることを検討しております。新たなホームページの開設と維持管理は、業者委託によって行う方針ですが、操作の容易さや安全面も確保できる業者にお任せしたいという意向から、プロポーザル方式による業者選定といたしました。現在、来年2月の開設を目指して、リニューアル作業に取り組んでおりますので、ご期待いただきたいと思います。

また、IT技術の活用は、図書館でも実施しておりますが、現在、図書館では、館内の利用者用端末を使い、借りている資料や返却日、資料の予約状況などを確認いただけることともに、利用者のご自宅からインターネット回線で、図書館の情報、資料検索、資料予約などができ、図書館側からも利用者に対して予約資料のご連絡などを行う双方向通信によるサービスの提供を実施しております。このサービスを受けるためには、パスワードなどの登録が必要となりま

すが、本年10月末における登録者は336人で、徐々に増加する傾向にあります。館内でも、利用者の方々のご要望に応じたコンピュータ操作アドバイスなども行っておりますし、今後、さらにIT技術を活用したサービスに努めてまいりたいと思っております。

健康づくり教室

新たな企画に基づく健康づくり教室についてご報告申し上げます。

この事業は、若い世代からの運動習慣定着を目的に、今年度新たに計画したもので、40歳から65歳までの方々を対象とした教室です。参加者には、健康運動士の指導のもとでトレーニングを行っていただき、受講開始時と受講終了時に体力年齢を測定することによって、その効果を認識していただくようにしております。また同時に、それぞれの参加者の望ましい食生活のほか、健康講話や座談会を開催して、仲間意識を抱いていたがきながら心身の健康づくりを達成できるカリキュラムとするように工夫を凝らし、参加者が、日常的に健康づくり意識を持ち、

線につきましては、大窪川に架かる横手橋から都市計画道路中央幹線までの750m区間の用地取得を行っているところであります。

続きまして、都市計画道路榑南幹線につきましては、都市計画道路路住吉幹線から町道新田西之坪線までの620m区間について県が事業主体となって地元説明会を実施しており、本年度から用地取得に着手すると聞いております。また、町道新田西之坪線から都市計画道路海岸幹線までの360mの区間につきましては、町が事業主体となって事業を進めてまいります。地元説明会を行った結果、地権者の皆さま方から事業推進についての同意を得ることができましたので、現地測量と道路設計に着手したところであります。

次に、生活道路の整備についてであります。継続事業として進めてまいりました町道山八中間4号線の整備は、本年8月をもって全線にわたり整備が完了いたしました。また、町道カネマン大井線や町道西川原北原線などにつきましては、今後とも継続的に整備を進めてまいります。本年度、新たに、町道西之坪大浜4号線の改良事業に着手いたしました。

運動習慣を持続していただける教室として定着させることを目指しております。

生きがいデイサービス通所事業

高齢者の健康づくり事業である生きがいデイサービス通所事業についてご報告申し上げます。現在、北区いきいきセンターで行っておりますデイサービスは、週4回の運営で、1日約10人の方々にご利用いただいておりますが、利用者からは、「通所することによって生活に変化が生じ、気持ちに張りを持てるようになった。」との声も聞くことができ、介護予防に十分役立つと感じております。



北区いきいきセンターで行われているデイサービス事業

橋梁整備

橋梁整備についてご報告申し上げます。

県が事業主体となつて、本年度から2カ年で、二級河川湯日川に架かる「お夏橋」の架け替え工事を実施いたしますが、本年度には、現在の橋を年明けに撤去し、左岸側橋台の工事に着手する予定になっております。現在の橋が撤去された後は、この地点から湯日川を渡ることができなくなり、町民の皆さま方にはご不便をおかけいたしますが、ご理解をたまわりたいと思っております。

公共下水道事業

公共下水道事業についてご報告申し上げます。

現在の整備状況は、299haの事業認可区域のうち、前年度末までに約156haの整備が完了し、本年10月末で1,451戸の加入があり、1日当たり平均で約1,300mの汚水処理しております。本年度は、住吉東村地区の県道焼津原線より北側の地域を中心として、川尻地区につきましては、町道山通り浜河原2号線の推進工事330mを含ん

平成18年度からは、介護保険法の改正より、介護予防重視型システムへの転換と新たなサービス体系の確立が求められており、その一環として、ただ今、地域包括支援センターを設置するための準備を進めているところであります。

青少年健全育成大会

青少年健全育成大会についてご報告申し上げます。

町では、次世代を担う青少年の健やかな成長を願って、「笑顔いっぱい運動」を展開しておりますが、本年11月12日に、初めて「吉田町青少年健全育成大会」を開催し、この運動の取組状況などを紹介させていただくとともに、吉田町笑顔いっぱい運動啓発ポスターコンクールの表彰を行うなど、運動をさらに広げるための気運づくりを行いました。

また、大会では、佐々木光郎静岡英和学院大学教授による「いい子の非行」という演題の記念講演も行われ、この講演を通じて、地域での健全育成の必要性を改めて感じさせられました。今後とも、笑顔いっぱい運動の輪を広げていくように努力したいと思っております。

小山城まつり

11月3日に開催いたしました「小山城まつり」についてご報告申し上げます。

今回で19回目の開催となりました小山城まつりは、約2万人の来場者で溢れ、大変盛況となりました。ステージでは、町民の皆さまによる舞踊、中学生の吹奏楽、小山城太鼓の演奏、町のオリジナルダンスの披露、ダンス講習会などが行われ、会場には、産業4団体を中心とした物産展が広がり、物産ブース57店とフリーマーケット48店が展開いたしました。

特に、今年度は、商工会青年部が、地域おこしの一環として1年越しで開発したのり巻き飯の「遠州吉田まき」が試験販売されるといふ新たな試みもありました。用意されていた200個の「遠州吉田まき」は、わずか1時間で完売するといううれしい状況を目の当たりにし、今後とも、小山城まつりが、今回のようにいろいろな試みが行われる創造的なイベントに発展して欲しいと切に願った次第です。

道路整備

基盤整備の進捗状況についてご報告申し上げます。

まず、都市計画道路の整備についてであります。都市計画道路東名川尻幹線につきましては、東名吉田インターチェンジから都市計画道路富士見幹線までの1,300mの区間について、事業主体である県が、島田吉田バイパスとして整備を進めており、平成20年4月を供用開始予定時期に設定して、用地取得や工事を進めております。また、国道150号から南側の440m区間につきましては、町が事業主体となつて、目下、用地取得を進めているところであります。来年度の工事着工に向けて、鋭意努力しているところであります。

次に、都市計画道路路住吉中央幹線につきましては、県道吉田港線との取り合い工事を進め、本年度末の供用開始に向けて準備しているところであります。地元の皆さま方から交通安全施設の追加整備などに関する交通事業等要望書が提出されておりますので、県公安委員会と協議を行いながら、前向きに対応しているところであります。また、都市計画道路大幡川幹

に最大の努力を払わなければならないので、健全経営に努めながら、今後さらに老朽管の更新を進めてまいります。

終わりに

以上、町政運営の現況の一端を紹介させていただきましたが、地方行政を取り巻く環境がますます厳しくなっている中でも、当町では、比較的安定した行政運営を行える状況にあるのではないかと自負しております。県内では、多くの市町村が合併し、また合併に向けての検討が進められておりますが、合併の動機として財政上の窮乏を上げる自治体が多く目につきます。こうした自治体の様子を見ますと、あたかも、合併が財政状況を好転させる特効薬であるかのような錯覚に襲われますが、実際には、合併して市になることによって、既存の市の待遇や機構を模する場合があるため、結果として行政機構が肥大化し、経常経費が一律に増加するような例があるのではないかと感じております。

地方分権を具現化する政策行政府となるためには、合併も必要な行政改革の手段であると考えますが、まずは、自らの



老朽化に伴い架け替え工事が実施されるお夏橋

心肺機能回復訓練を行う参加者



昨年の12月4日、「東海地震今こそ立ち向かおう 全県民で」を訓練スローガンに町民7,653人が参加し、地域防災訓練が行われました。当日は、午前9時の地震発生を示すサイレンを合図に、各自主防災会ごとに集まり、それぞれ計画された内容の訓練が進められました。

即座に対応!!

地域防災訓練が行われました

片岡東自主防災会では、町民約389人が図書館前広場に集まり、榛原総合病院の看護士や保健協力員、日赤奉仕団などの指導による救護訓練や可搬ポンプによる消火訓練、また、給食班を中心とした炊き出し訓練が行われ、突然発生する地震を想定した、実践的な訓練に取り組み、防災意識を高めていました。

昨年の12月10日、わかば保育園改築工事の安全祈願祭が、神戸市内の建築予定地で行われ、町の四役や町議会議員、地元住人、施工業者など約60人が参加し、工事の安全を祈願しました。式典で田村町長は、「町として、未来を切り開く子どもたちのための基盤整備を大事にしていきたい。」とあいさつをしました。

現在の園舎は、昭和51年に建設されており、耐震性の問題と老朽化により今回改築することになりました。新しい保育園は、定数こそ、そのままではありますが、用地・建物とも約1・5倍の規模となり、ゆとりある保育空間と耐震性を実現するとともに、今後は多機能保育（日曜保育）にも対応していく予定です。

なお、完成は、平成18年8月を予定しています。



くわ入れを行う田村町長

未来を切り開く子どもたちへ...

わかば保育園改築工事の安全祈願祭が行われました

昨年11月29日、吉田高校(江間秀明校長)の書道部の生徒が、平成17年度静岡県高等学校総合文化祭書道部門展の入賞報告に役場を訪れました。

伝統の力を発揮

県高等学校総合文化祭書道部門展で入賞した吉田高校の書道部員が役場を訪れました

今年8月に京都で行われる第30回全国高等学校総合文化祭への出品が予定されています。

この日、喜びの報告に役場を訪れた生徒たちに、田村町長は「自分というものをしっかり持つて、これからも頑張ってください。」と激励しました。書道部の今後の活躍を期待しています。



県の作品展で入賞した吉田高校の書道部員

まちのわだい

吉田町を代表して力走

第6回静岡県市町村対抗駅伝大会が行われました

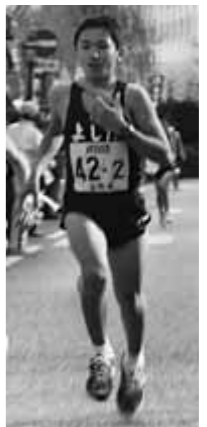
昨年の12月3日、「第6回静岡県市町村対抗駅伝大会」が、県内43市町から57チームが参加して行われました。県庁前をスタートし、静岡市清水区清美湯公園を折り返して、県営草薙陸上競技場をゴールとする10区間42・195kmのコースで熱戦が繰り広げられた結果、本町は町村の部で20位でした。選手たちは、昨年6月から練習を始め、大会までの約6カ月間練習に励み、順位こそ昨年より3位落ちてしまいましたが、それぞれの力を出し健闘しました。



午前10時県庁前を一齐にスタートした1区の走者
吉田町1区は三輪千兎選手



3区紅林幸夫選手



2区本橋嗣己選手

なお、優勝は、町村の部「長泉町」市の部「御殿場市」が勝ち取りました。選手・役員ならびに大会に関係した皆さんお疲れさまでした。そして、町民の皆さんのご声援ありがとうございました。



10区辻直大選手



8区福世愛選手

この活動は、清掃活動を通して、地域へ感謝の気持ちを表すとともに、福祉への意識を高めることなどを目的に、昨年に引き続き生徒会が企画し実施されました。生徒たちは、部活動ごとに公園や海岸、湯日川の土手など町内16カ所に分かれて、燃えるごみやビン類、カン類、プラ類、ペットボトルの5種類に分別し、ごみを回収しました。

感謝の気持ちを込めて

吉中クリーン作戦が行われました



湯日川の土手の清掃を行う吹奏楽部員

東海地震に備える

昨年の12月4日の「地域防災訓練」に併せて、日ごろからの備えを再確認していただく目的で、「防災点検」を行っていただきました。

その結果、19項目の質問に対し、「はい」と答えたうち、18の「食糧は、7日分備蓄していますか。」、が30%台と最も低い結果となりました。

続いて5の「家の耐震診断をしてありますか。」、7の「家具類の固定をしてありますか。」、17・19の「非常持ち出し品は、重量にも注意していますか。」、飲料水は1人1日3ℓ×3日分備蓄していますか。」が40%台の低い結果でありました。

食糧や水は、いざというときに、なくてはならないものです。家族の人数分は準備しておきましょう。

また、家具類の未固定は、地震発生時に下敷きになる恐れがあるとともに、逃げ道をふさぎ、避難を遅らせる原因になりますので、確実に行うようにしましょう。

- 地震発生！そのときどうする？**
- 1 身の安全を守る
大きな揺れが続くのはせいぜい1分程度です。急いでテーブルや机などの下にもぐりましょう。あわてて外に飛び出さないことが大切です。
 - 2 火の始末・脱出口の確保
揺れが小さいときはすぐに、大きいときは治まってから、火の始末をしてください。ドアや窓は、変形し開かなくなる場合がありますので、揺れの合間に開けて、逃げ道を確保しましょう。
 - 3 避難
避難指示があったときはもちろん、ない場合も危険を感じたときには、急いで避難しましょう。
- 日ごろから、「自分の命は自分で守る」という意識をもって行動することが大切です。

「防災点検」の集計結果をお知らせします

家具類などの固定、家の耐震診断
食料・飲料水の備蓄を

防災点検集計結果 (配布6,818・回収5,946、回収率87.2%)

項	目	はい	回答率
1	家族の役割分担は決めていますか。	3,435	57.8
2	避難先および避難方法は決めていますか。	4,755	80.0
3	家族の連絡方法は決めていますか。	4,714	79.3
4	家族の落ち合う場所は決めていますか。	4,347	73.1
5	家の耐震診断をしてありますか。	2,533	42.6
6	家の周りの安全点検（ブロック塀など）をしてありますか。	3,783	63.6
7	家具類の固定をしてありますか。	2,682	45.1
8	家の中に、安全な場所がありますか。	3,934	66.2
9	ガスを使用しないときは、元栓を締めていますか。	3,904	65.7
10	火気器具の周りを整理してありますか。	5,152	86.6
11	ガスボンベは、倒れないようにしてありますか。	5,433	91.4
12	消火器および消火バケツを用意してありますか。	4,732	79.6
13	消火器の定期点検はしていますか。	3,983	67.0
14	風呂に水を溜めていますか。	3,337	56.1
15	非常持ち出し品は、準備してありますか。	3,836	64.5
16	非常持ち出し品は、定期点検をしていますか。	2,995	50.4
17	非常持ち出し品は、重量にも注意していますか。	2,890	48.6
18	食糧は、7日分（うち非常食3日分）備蓄していますか。	2,126	35.8
19	飲料水は、1人3ℓ×3日分備蓄していますか。	2,567	43.2



集中！

吉田町ダーツ大会が行われました



予選から負けなしで優勝した島田工Aチーム

昨年の12月11日、中央公民館で町教育委員会と体育指導委員の共催による、第11回吉田町ダーツ大会が、町内外から18チームが参加して行われました。

大会は、3人または4

人で構成されたチームが、6チームずつに分かれての予選リーグ、その後、勝ち抜いた3チームがトーナメントで優勝を争う方式で行われ、どの試合でも息詰まる熱戦が繰り広げられました。



大会初の親子での入賞を果たした吉田町Aチーム

- 大会の結果は、次のお通りです。
- 優勝 島田工A
 - 準優勝 蒲原B
 - 3位 吉田町A

犯罪の減少を目指して...

防犯まちづくりリーダー
養成講座が行われました

昨年の12月5日、役場町民ホールで静岡県民生活室主催による「平成17年度防犯まちづくりリーダー養成講座」が、自治会役員や地域安全推進委員、PTA役員、少年警察協助力ら約20人が参加して行われました。

これは、地域住民が連携して、犯罪者を寄せ付けない犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの実現を目指すために、自主的防犯活動を推進していただける人材（防犯リーダー）を養成するために行われました。

講座では、最初に、榛原警察署生活安全課の村松係長から、静岡県全体では減少傾向にある犯罪件数が吉田町内では急増傾向にあるなど、犯罪情勢についての説明があり、続いて、県民生活室のスタッフから「防犯まちづくりの取り組み」や「地域の安全・安心ネットワークづくり」についての



犯罪状況などについての討議がされました

青色回転灯パトロール実施中！

近ごろ、全国各地で痛ましい事件が続発していますが、町内でも、不審者による声掛け事例が多発傾向にあります。

そこで、犯罪や非行などを未然に防止し、「安心・安全で住みよい吉田町」を実現するために、**吉田町青色回転灯パトロール**を実施しています。

青色回転灯は、防犯意識の向上や不審者に対する犯罪抑止に効果があり、皆さんに安心感を与えることが期待できます。

パトロールでは、地域安全推進委員や役場職員などが、青色回転灯を付けた車で町内を巡回し、被害の未然防止を目的とした声掛けや防犯指導を行います。



問合せ先
総務課 地域安全部門
電話 3312134
榛南防犯協会
電話 2216315



平成17年分（平成11年以後）の所得税には 定率減税が実施されます

「定率減税」は、「定率控除前の所得税額」の20%を税金から減額する制度です。（上限25万円）算出された税額がある方なら、どなたでも控除を受けることができます。

次の①または②のいずれか少ない金額になります。

- ①平成17年分の所得税額（定率減税を適用する前の税額）×20%
 - ②25万円
- ※平成18年分から定率減税額が引き下げられ、2分の1に縮減されます。

制度が 改正されました

- ①公的年金等控除の改正
 - 公的年金控除の65歳以上の方の上乗せ措置が廃止されましたが、最低控除額70万円については、65歳以上の方について50万円加算し、120万円とする特例措置が講じられました。
- ②老年者控除の廃止
 - 所得者本人が年齢65歳以上でかつ合計所得金額が1千万円以下である場合に適用される老年者控除が廃止されました。
- ③社会保険料控除の改正
 - 国民年金および国民年金基金などに係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、国民年金保険料などの支払いをした旨を証する書類を、確定申告書を提出する際に添付または提示することとされました。

申告説明会と申告相談の日程

申告期間中、日曜開庁は行っておりますが、申告の相談および受付は行っておりません。

2月16日からの確定申告の前に、年金受給者および住宅借入金等特別控除を受けられる方を対象に申告書の書き方の説明と申告受付を行います。申告に必要な書類などをご持参いただければ、当日、申告書を提出することができますのでご参加ください。

年金受給者確定申告確定申告会

開催日	時間	会場	担当
1月30日(月)・2月8日(水)	午前の部10:00～ 午後の部13:30～	中央公民館ホール	島田税務署
2月1日(水)・7日(火)	午前の部10:00～	中央公民館ホール	島田税務署

住宅借入金等特別控除確定申告会

開催日	時間	会場	担当
2月1日(水)・7日(火)	午後の部13:30～	中央公民館ホール	島田税務署

平成17年分申告相談日程表

日程	2月								3月											
	16	17	20	21	22	23	24	27	28	1	2	3	6	7	8	9	10	13	14	15
会場	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水
島田税務署	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉田町中央公民館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	税務出張相談					○			○						○					
相談時間	9:00～16:00 (出張・無料相談は9:30～16:00)																			

複雑な申告の方（一般譲渡など）は、税務署に申告相談に行ってください。

確定申告について、詳しくは島田税務署または税務課までお問い合わせください。

問合せ先 島田税務署 〒427-8601 島田市扇町2-2

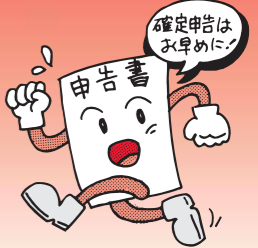
個人課税第一部門 ☎0547-37-3124 資産課税部門 ☎0547-37-3125 管理徴収部門 ☎0547-37-3123

税務課 住民税部門 ☎33-2107

申告は自分で書いてお早めに!!

2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日は除く

還付申告の方は、2月16日以前でも申告書を提出することができます。
納税は必ず納期限内に完納しましょう!



2月16日(木)から3月15日(水)までの間、中央公民館で平成17年分の所得税と平成18年度の町・県民税の申告相談が行われます。
期限間近になりますと、税務署・役場ともに大変混雑しますので、お早めにお出かけください。

◎所得税の確定申告を しなければならぬ人

- ①事業を行っている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を買った場合などで、平成17年中に所得があった人
- ②公的年金などのみの方で基礎控除とその他の所得控除を差し引き、計算した税額から定率減税額を引いて残額のある人
- ③サラリーマンで次のような人が2千万円を超える人
 - ・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
 - ・給与の支払いを2カ所以上から受けている人で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人

◎町・県民税の申告が必要な人

- ①平成18年1月1日現在吉田町に住所がある人で、平成17年

◎このような方には、税金が戻ってきます

- ①給与所得者で、平成17年中途で退職し、再就職していない人
- ②多額の医療費を支払った人（詳しくは昨年12月発行の広報よしだをご覧ください。）
- ③マイホームを住宅ローンなどで取得した人
- ④災害や盗難にあった人
- ⑤扶養控除や保険料控除を受ける人

申告に必要な書類など

1. 印鑑（認め印）
2. 給与や公的年金などの源泉徴収票（原本）
3. 事業所得、不動産所得のある方は青色申告決算書または収支内訳書、帳簿、固定資産課税明細書など（収支内訳書は作成してお持ちください）
4. 譲渡所得がある方は売買契約書、収用証明書など
5. 生命保険料、損害保険料の控除証明書（年末調整済みの人は必要ありません）
6. 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書や保険などで補てんされた金額の分かるもの（領収書の日付の確認と合計額の計算をしてください）
7. 住宅借入金等特別控除を受ける人

新築住宅の場合

- (1)家屋の登記簿謄本（抄本）
 - (2)住民票の写し
 - (3)建物の工事請負契約書または売買契約書の写し
 - (4)住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
 - (5)家屋の新築または新築家屋の購入およびその家屋とともに購入した敷地などの購入に係る住宅借入金などについて控除を受ける場合は、敷地に係る登記簿謄本（抄本）や敷地に係る売買契約書の写し
- ※中古住宅・増改築の場合は、提出書類が異なります。

◎住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・購入、増改築などをしたときには、一定の要件に当てはまれば、居住の用に供した年から10年間、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

この控除を受けるためには確定申告をする必要があります。給与所得者は、1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています。

【要件】新築住宅の場合

- ・住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き居住していること
 - ・家屋の床面積（登記面積）が50㎡以上であること
 - ・控除を受ける年の所得金額が3千万円以下であること
 - ・民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローンを利用していること
 - ・住宅ローンなどの返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること
- ※中古住宅・増改築の場合は、要件が異なります。



地球にやさしい吉田町

アスベスト含有家庭用品は適切に廃棄しましょう！

～アスベスト含有家庭用品とは～

家庭用の製品のうち、180社608製品にアスベストを使用していることが、経済産業省が業界に行った調査で分かりました。(平成17年11月10日現在)
これらの製品のうち、通常の使用において、アスベストが飛散する可能性があるものは2製品で、いずれも火鉢とともに販売していた灰に含まれるものですが、これらの製品は昭和41年までに販売を中止しています。
このほかの602製品(現在調査中のものは除く)については、製造メーカーによると、通常の使用ではアスベストが飛散することはないとされています。

～アスベスト含有家庭用品にはどんなものがあるか～

経済産業省が業界に行った調査では、次のような機器の一部の製品でアスベストが使用されていることが分かっています。

- 電気製品 トースター、オーブントースター、オープンレンジ、電気コンロ、電気ポット、クッキングカッター、ジュースメーカー、ミキサー、電磁調理器、冷蔵庫、ミシン用フットコントローラ、洗濯機、アイロン、掃除機、エアコン、こたつ、電気ストーブ、照明機器、スタンド、ヘアドライヤー、電気温水器、換気扇 など
- ガス・石油製品 ファンヒーター、ストーブ、ボイラー(給油・暖房)、温水機器、湯沸器、ガスオープン、ガスコンロ など
- その他 自転車、金庫、釣り用リール など

アスベスト含有家庭用品かどうかを判断するには、製品を製造したメーカー、製造番号、製造年を確認の上、製品を製造したメーカーのホームページで確認するか、メーカーに直接お問い合わせください。

～アスベスト含有家庭用品を廃棄するには～

アスベスト含有家庭用品を壊したり、分解したりしないでください。
ほかのごみと分けて処理する必要がありますので、廃棄する前に下記の担当までお問い合わせいただき、指示どおりに排出してください。

◇アスベストとは？◇

アスベスト(石綿)は、天然にできた鉱物繊維です。熱に強く、摩擦に切れにくい、丈夫で変化しにくいという性質を持っていることから、その特性を生かし、さまざまな製品に利用されてきました。
一方、丈夫で変化しにくいので、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、肺がんや悪性中皮種などの病気を起こす恐れがあります。

問合せ先 清掃センター ☎24-0530 町民課 環境保全部門 ☎33-2102



環境ひとくちメモ ～環境にやさしい生活のために～

- 冷蔵庫の使い方を見直してみよう！
冷蔵庫の庫内は季節に合わせて温度調節を行い、ものを詰め込みすぎないように整理整頓しましょう。→年間で1,000円の節約
※節約金額は、省エネルギーセンターの試算

なるほど静岡空港

～空港を活用したまちづくり情報便～

Vol.123

吉田町空港対策協議会が開催されました

昨年の12月16日、吉田町空港対策協議会が中央公民館で開催されました。

協議会では、平成21年春の開港を目指し、整備が進められている静岡空港の現状と静岡空港が開港することにより、生活環境を守るため実施される、航空機騒音対策事業についての基本的な内容が示された「航空機騒音対策事業に係る協定書(案)」について、静岡県より説明を受けました。

「航空機騒音対策事業に係る協定書(案)」の内容は次のとおりです。

○航空機騒音対策事業の目的

航空機騒音による障害の防止を図り、生活環境を保全することを目的としています。

○航空機騒音対策事業の内容

- 住宅防音工事
- 学校等防音工事
- 共同利用施設の整備
- 電波障害防止対策
- 畜産物等影響対策

○航空機騒音対策事業の対象区域

W値(※)70の騒音予測コンターを基に協議して定めた区域としています。
対象区域は北区の一部です。(※)うるささ指数(航空機による一日のうるささを表す尺度)

○航空機騒音等の監視体制

- 学識経験者などの専門家の指導・助言を基に地元組織と協議して環境監視計画が策定・実施されます。
- 航空機騒音の測定
- 常時定点観測の実施
- 電波障害発生状況の調査

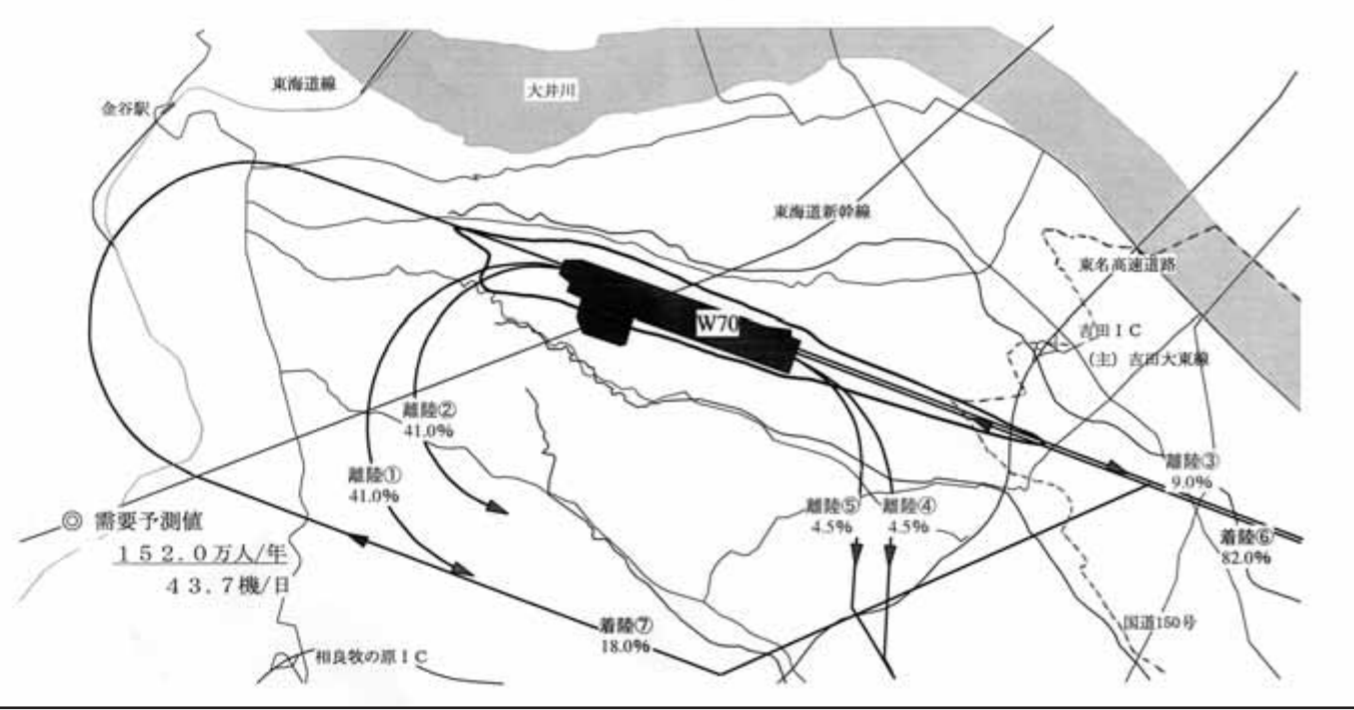
○事業内容の見直し

開港後の状況の変化により、騒音対策の事業内容に見直しの必要が生じた場合、見直しが行われます。(増便、機材の大型化、運用時間の延長など)
吉田町空港対策協議会では、各自治会単位で「航空機騒音対策事業に係る協定書(案)」の説明会を開催していただくよう、県へ要請しております。今後は、地域での説明会において、町民の皆さんから協定書の内容についてのご意見を伺っていきたくと考えております。



静岡空港の現状の説明を受ける委員の皆さん

静岡空港の飛行経路と開港5年後の騒音予測コンターイメージ図



保健だより

あなたにも忍び寄る メタボリックシンドローム

健康診断などで「血糖値がやや高め」「血圧がやや高め」「中性脂肪がやや高め」「肥満気味」と言われたことはありませんか？ちよつとぐらいいなら大丈夫、と思いがちです。しかし、一つ一つの症状が軽度でも、肥満を含めた「やや高め」が積み重なると動脈硬化の危険性が高まり、心臓病や脳卒中を起こすことをご存知ですか？

メタボリックシンドロームって何？

「メタボリックシンドローム」とは、肥満の人が、「糖尿病」「高血圧」「高脂血症」といった生活習慣病になる前の予備軍の状態を2つ以上併せ持っている場合をいいます。

これらの状態は、一つだけでも動脈硬化を招きますが、複数なることにより、互いに影響し合い、動脈硬化を飛躍的に進行させることが分かってきました。

メタボリックシンドロームの要因

肥 満		
+	+	+
高脂血症予備軍 中性脂肪 150mg/dL以上 または HDLコレステロール 40mg/dL以上	高血圧予備軍 収縮期血圧 130mmHg以上 または 拡張期血圧 85mmHg以上	糖尿病予備軍 空腹時血糖 110mg/dL以上

※肥満があり、高脂血症、高血圧、糖尿病予備軍のうち、2つ以上を併せ持つ場合に、メタボリックシンドロームとみなされます。

ちよつと高めが落とし穴！

健康診断で、検査の値が明らかに異常であれば、生活改善や治療に努める人も多いでしょう。しかし、残念なことに「ちよつと高め」ぐらいでは気にしない人も少なくないのです。

「肥満、高血糖、高血圧、高脂血症」といった4つの危険因子が、まったくない人の心臓病が起る危険度を1としたとき、たとえ軽度であっても危険因子を1つだけ持っている人の危険度は約5倍、3つ以上になるとその危険度は約36倍にものぼってしまふといわれています。

肥満は怖い？

メタボリックシンドロームの基となるのが、脂肪の蓄積、つまり肥満です。

肥満とは、摂取エネルギーに対して、運動不足などで消費エネルギーが少なくなることにより、体に必要以上の脂肪細胞がたまった状態のことです。

特に、内臓脂肪の蓄積は、動脈硬化の大きな要因となり、糖尿病、高血圧、高脂血症などの生活習慣病などを起こしやすいといわれています。

つまり肥満は、病気の前段階であると同時に、それ自体が一

あなたの肥満度は？

$$\text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)} = \text{BMI}$$

BMI値判定

やせ	18.5未満
正常域	18.5~25.0未満
肥満	25.0以上

※適正体重(kg) = 身長(m) × 身長(m) × 22

つの病気だと考える必要があります。

内臓脂肪の見分け方

あなたは内臓脂肪がたまっていますか？

チェックしてみましょう。

- ①ウエスト周囲径を測ってみる
立ったままでへその位置で測ってみましょう。
男性85cm以上、女性90cm以上は注意が必要です。
- ②おなかの脂肪をつまんでみる
しっかりとつまめる場合は皮下脂肪、おなかが出てくるのはつまみにくい場合は、内臓脂肪がたまっている危険性が高いといえます。
- ③ウエスト/ヒップ比を出してみる
ウエストのサイズ(cm)÷ヒップのサイズ(cm)

ツプのサイズ(cm)で1・0以上は要注意です。

メタボリックシンドロームを予防・解消するには？

肥満は、メタボリックシンドロームへの入り口です。まずは生活習慣を改善して、内臓脂肪を減らしていくことが大切です。ポイントは食生活と運動です。

食生活のポイント

- ①腹八分目を心掛け、食べ過ぎない。
- ②ゆつくりよかんて食べる。
- ③バランスのとれた食事をする。
- ④お酒は飲み過ぎないようにする。



バランスよく食べよう

運動のポイント

- ①仕事や家事の合間に意識して体を動かす。
- ②ウォーキングなど毎日少しずつでも続けられる運動を見つめる。
- ③車で移動しているところも、徒歩か自転車を利用する。



問合せ先 保健センター
☎3217000

みんなで育てよう

介護保険

〜安心して住みつけられるまち〜

4月から、

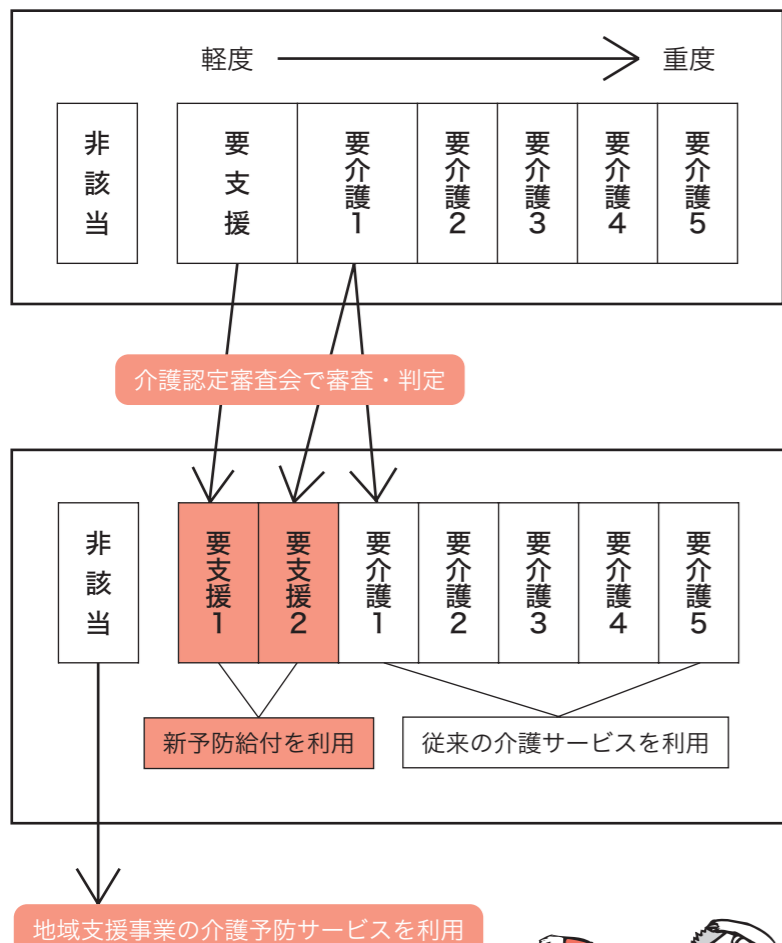
要支援・要介護認定の区分が変わります

介護保険制度の改正によって、要支援・要介護認定の区分が変わり、今までの要支援が要支援1となり、要介護1が要支援2と要介護1に分けられるようになります。

要支援1、2に認定された方は新予防給付の対象となり、本人の意欲や、能力を引き出し、軽度の状態を悪化させないように

に、新たに「介護予防」のサービスが利用できるようになります。要介護1〜5に認定された方は、従来の介護サービスが利用

(要支援・要介護認定区分の変化)



現行の認定区分

新しい認定区分

介護や支援が必要になるおそれのある人は、地域包括支援センターが中心となって行く、介護予防サービス（地域支援事業）が利用できます。



Q 今までと変わった点はありますか？
A 主治医の意見書が、より高齢者の生活機能が把握できる様式に変わります。

Q 認定調査はどのようになりますか？
A 調査の方法については変わりますが、従来からの調査項目である心身の状況や活動の状況についての79項目に加え、新たに「日中の生活」「外出頻度」「家族・居住環境、社会参加の状況などの変化」の3項目が増えます。

Q 新しい要介護(要支援)認定はいつからですか？
A 4月1日から新しい認定が実施されます。現在の認定の有効期間が、3月31日までの方は、60日前より更新の申請をすることになりますので、このときから新しい認定審査が実施されることとなります。認定有効期間の途中で4月を迎える方は、次の更新から新しい認定が実施されることとなります。

Q 要支援1・2と認定された場合、使えるサービスはどんなものがありますか？
A 訪問サービス
介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導

通所サービス

介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション

短期入所サービス

介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護

その他

介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防住宅改修費支給など

問合せ先

高齢者支援課 介護保険部門
☎3312106

異文化との出会い

国際交流10周年記念事業が行われました

昨年の12月11日、総合体育館で吉田町国際交流協会と町の共催により、吉田町国際交流協会設立10周年記念事業「10周年記念異文化交流会」が開催され、参加者を含め300人以上の来場者でにぎわいました。

ステージでは、吉田高等学校・吉田中学校の吹奏楽部の皆さんの演奏、協会にゆかりのある皆さんからのスピーチやメッセージ、国際結婚式やペルーの舞踊、ジャズ演奏が華やかに行われました。また、ステージ以外にも中国、韓国、タイ、フィリピン、ブラジル、シンガポール、ペルーの文化を紹介する展示や各国の料理が会場に並び、来場者の皆さんも異文化の空気に触れ、楽しいひとときを過ごしている様子でした。



国際結婚式が行われ、新郎新婦をみんなで祝福しました

自立が大切

男女共同参画社会講演会が開催されました



2時間にわたって行われた男女共同参画社会講演会

昨年の12月17日に、健康福祉センター「はあとふる」で、男女共同参画社会の形成のための啓発を目的に、吉田町女性団体連絡協議会と町との共催で男女共同参画社会講演会が開催されました。

当日は、「男女平等社会とマスコミが描く男女不平等」のテーマで、大学教授の諸橋泰樹さんによる講演が行われ、諸橋さんからは、男女がお互いに依存せず、自立することが大切であることや生まれたばかりの赤ちゃんが、男か女というだけでその生き方を決めつけられており、性別によって扱いが違う、といったお話がありました。

また、男の子向けと女の子向け玩具のCMを題材にして、メーカーが意図的に男女の性別を強調した作り方をしていることを検証する講義も行われました。

参加者からは、「無意識のうちに、『男らしさ』と『女らしさ』を意識付けられることに、メディアが与える影響は大きい」といった感想が寄せられました。

あなたの税金が町をつくります！

1月の納税

町県民税 第4期

1月31日(火)までに納めてください。

納税は、口座振替が便利です！

問合せ先 税務課 収納管理部門 電話33-2109

自治会別 (12月分)		人身事故・物損事故 飲酒運転検挙件数				
		住吉区	川尻区	片岡区	北区	合計
人身事故	今月	7 (9)	7 (3)	5 (2)	7 (4)	26 (18)
	累計	63 (76)	33 (33)	31 (29)	32 (34)	159 (172)
物損事故	今月	11 (9)	7 (3)	8 (3)	9 (4)	35 (19)
	累計	99 (94)	66 (43)	43 (41)	69 (56)	277 (234)
飲酒運転検挙	今月	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	5 (0)
	累計	5 (5)	8 (5)	4 (2)	5 (2)	22 (14)

●累計は昨年の1月から12月までの累計
●()内は前年同期

広報よしだは古紙率100%の再生紙を使用しています。

12月1日から31日までに、ご承諾を得た方のみ掲載しています。

地区氏名世帯主
 住吉 中村 正志 本人
 岸端 せつ彦 本人
 高橋 真人 吉次
 松浦 金次 本人
 野中 弘司 本人
 原科 正 本人
 望月 やす正 本人
 大川 ひろす 本人
 青島 清一 本人
 堀住 半田哲也 本人

人のうごき

平成17年12月31日現在
 《総人口 29,417人》
 住民基本台帳 人口28,430人
 (前月比 +28人)
 男 14,145人 女 14,285人
 世帯数 8,785戸(前月比+10戸)
 組数 513組(前月比+0組)
 出生18 死亡23 転入83 転出47
 外国人登録人口 987人 男491人 女496人